

“スポーツ団体ガバナンスコード”について

スポーツの価値を毀損しかねない不祥事の発生を防ぎ、また、スポーツの価値を一層高めていくため、スポーツの普及・振興の重要な担い手となっているスポーツ団体の適正なガバナンスを確保することが必要不可欠です。

このような問題意識から、スポーツ庁では、平成30年12月に策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」において、スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範としてスポーツ団体ガバナンスコードを策定することとし、スポーツ審議会にお

ける審議を経た上で、中央競技団体（NF）向け及び一般スポーツ団体向けのガバナンスコードを策定いたしました。

「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」は、中央競技団体以外のスポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示すものです。各スポーツ団体においては、令和3年度以降、その遵守状況について、以下のチェックシートを活用していただき、自主的に自己説明・公表を行っていただきますよう、お願いします。

スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉に係るセルフチェックシート

(A: 対応している、B: 一部対応している、C: 対応できていない、の3段階で評価)

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

- (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。
- (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。
- (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。
- (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

- (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。
- (2) 指導者・競技者等に対しコンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。
- (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

- (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。
- (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード（NF向け）の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

詳細はこちらをご確認ください

●スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉(PDF)

https://www.mext.go.jp/sports/content/1420888_1.pdf



●セルフチェックシート (Word)

https://www.mext.go.jp/sports/content/1420888_2.docx

